

令和 8 年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）
第 1 条 令和 8 年度さいたま市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）
第 2 条 令和 8 年度さいたま市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中修繕費244,800千円の財源に充てるため、企業債244,800千円を借り入れる。

支		出		(単位 千円)	
科	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第 1 款	下水道事業費用	26,472,992	244,800	26,717,792	
第 1 項	営業費用	24,139,606	244,800	24,384,406	

（継続費）
第 3 条 継続費を次のとおり改める。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	新川雨水 8 号幹線整備事業	8,848,000	8	20,000	10,592,000	8	20,000
				9	2,000,000		9	1,395,000
				1 0	2,000,000		1 0	2,434,000
				1 1	2,000,000		1 1	2,969,000
				1 2	2,000,000		1 2	2,807,000
				1 3	828,000		1 3	967,000
1 資本的支出	1 建設改良費	東岩槻第 3 雨水幹線整備事業	5,000,000	8	20,000	6,852,400	8	20,000
				9	1,380,000		9	1,098,600
				1 0	3,000,000		1 0	3,884,800
				1 1	600,000		1 1	1,849,000

（企業債）
第 4 条 予算第 7 条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

（起債の目的）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
公共下水道事業	9,303,500千円	244,800千円	9,548,300千円
合計	11,109,600千円	244,800千円	11,354,400千円

令和 8 年 9 月 2 日 提出

さいたま市長 清水 勇 人